

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について」の通知に基づき、押印について所要の改正を行う。

2 改正内容

児童福祉法施行細則（昭和六十二年千葉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

- ・ 別記第一号様式から第一号様式の三までの規定中「㊟」を削る。
- ・ 別記第一号様式の四及び第三号様式中「㊟」を削る。
- ・ 別記第四号様式及び第五号様式中「㊟」を削る。
- ・ 別記第六号様式中「㊟」を削る。
- ・ 別記第七号様式の二から第十一号様式までの規定中「㊟」を削る。

3 施行期日

令和4年4月1日